

株式会社津松菱に係る債権の譲渡について

平成15年12月10日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者に係る債権の一部の譲渡を決定しました。

*株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第30条により、機構は債権の譲渡等を決定したときには速やかに譲渡に係る債権の元本額等を公表することとされています。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社津松菱

2. 譲渡に係る債権の元本額等

・ 今回の譲渡に係る債権の元本額	646 百万円
・ 引き続き機構が保有する債権の元本額	311 百万円

3. 主務大臣の意見
意見なし

*法第29条第1項により、機構は債権の譲渡等を決定しようとするときは、主務大臣の意見を聴くこととされています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437